

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 2 6 号
件 名	普天間基地移設問題は、国民的議論及び国会での議論により、憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出について
要 旨	<p>1 辺野古新基地建設は、日本国憲法が規定する諸理念に反している</p> <p>日本政府は、現在、米軍普天間基地の危険性を除去するための「唯一の解決策」として、沖縄県名護市辺野古において新基地建設を強行している。しかし、これは、過重な基地負担に苦しむ沖縄にさらに基地を押しつける政策であり、日本国憲法が規定する法の下での平等、基本的人権、地方自治、民主主義の各理念からして看過できない重大な問題をはらんでいる。</p> <p>この国の安全保障政策は、国土面積 0.6%にすぎない沖縄に、米軍専用施設の 70%を押しつけて成り立っている。本来目指すべきは、このように不公平、不公正な政策を是正することのはずである。日本の元防衛大臣や米国の元政府高官らも指摘しているように、在日米軍海兵隊の軍用飛行場の移設先が、どうしても沖縄県内でなければならない軍事的・地政学的理由は存在しない。辺野古新基地建設は直ちに中止するべきである。</p> <p>日米安保条約に基づき、米軍に対する基地の提供が必要であるとしても、それは日本国民が全体で負担するべきものである。歴史的、構造的に負担が強いられ続ける沖縄に、なお民意を無視して新基地を建設するという政策は、沖縄に対する差別であると言わざるを得ない。</p> <p>2 沖縄における基地問題は人権問題である</p> <p>沖縄への基地の集中は、沖縄県民に対して深刻な人権侵害をもたらしている。性暴力を含む米兵による事件、事故、米軍機の墜落、騒音、環境汚染など、被害はすさまじい。政府は、沖縄における基地問題を待ったなしの人権問題として認識すべきであり、直ちにこれに対応しなくてはならない。</p> <p style="text-align: right;">(裏面につづく)</p>
付 託 年月日 委員会	令和元年 9 月 13 日 総務常任委員会
受 理	令和元年 9 月 10 日 第 295 号

歴史的に振り返っても、沖縄はこの国の安全保障政策によって、途切れることなく人権が侵害されてきたと言える。例えば、1945年の沖縄戦では、沖縄は本土防衛の時間稼ぎのための「捨て石」として位置づけられた。1952年のサンフランシスコ講和条約では、沖縄の施政権はアメリカに差し出され、沖縄県民は無権利状態のまま日本国憲法の外に放り出された。そして、そのような中、本土から沖縄への米軍基地の移転が進み、現在の基地負担の原型がつけられた。1972年の日本復帰も、沖縄の苦しみを軽減しなかった。米軍基地はそのまま日米安保条約によって正当化され、本土における米軍基地整理縮小のしわ寄せで、基地負担はさらに重くなったのである。

国連の人権理事会及び人種差別撤廃委員会も、沖縄の基地に関する問題を断続的に取り上げている。特に人種差別撤廃委員会は、2010年に「沖縄における米軍基地の不均衡な集中は、住民の経済的、社会的及び文化的権利の享受に否定的な影響があるという現代的形式の差別」との見解を示した。政府及び立法府は、沖縄に基地を集中させる政策は沖縄県民に対する人権侵害なのだという事実を直視し、速やかにこれを是正しなくてはならない。

### 3 沖縄の地方自治・自己決定権を尊重すべきである

2019年2月の沖縄における県民投票では、投票総数の7割以上が辺野古の埋め立てに反対の意思を示した。沖縄県民は、これまでも国政選挙や県知事選挙を通して、辺野古新基地建設反対の民意を繰り返し表明してきた。今回の県民投票は、「沖縄にこれ以上基地を押しつけないでほしい」とする沖縄県民の最終結論であり、沖縄の地方自治を尊重せよとの叫びである。

また歴史的に見れば、今回の県民投票はこれまで踏みにじられてきた沖縄県民の自己決定権の行使である。1879年の琉球併合以来、140年にわたって沖縄の自己決定権は否定されてきたと言ってよい。今、沖縄県民はこのような歴史的・構造的問題に対する根本的な見直しと、責任ある対応を政府及び日本国民に要求しているのである。

地方自治の尊重は、この国に暮らす全ての地域の住民が尊厳ある生活を送れるよう、憲法に規定された極めて重要な原則である。私たち新潟市民も、原発再稼働問題では地元の声、民意を尊重した政治を国に対して要求しており、沖縄において地方自治が尊重されない状況を黙って見ているわけにはいかない。沖縄県民の人間としての尊厳を回復するため、また、この国に地方自治尊重の理念を回復するため、沖縄の民意、自己決定を尊重した基地問題の解決を行う必要がある。

(次頁につづく)

#### 4 民主主義の2つの大原則

民主主義は、多数者支配の政治を意味せず、その決定は、単なる多数決ではなく、少数者の権利の擁護も責務とされている。つまり、民主主義とは「多数決の原理」と「少数者の権利の擁護」という2つの原則から成り、これは民主主義国家の基盤を支える一対の柱である。言うまでもなく、多数決の原理は公共の課題に関する決断を下すための手段であり、少数者の抑圧の道ではない。

少数者には流動的少数者と固定的少数者があるが、最も尊重されるべきは固定的少数者であると言われている。前者は、競争の自由が保障されれば、やがて自由競争を通じて多数者となる可能性を持つので、一時的に多数決の支配を受けることを甘受できる。しかし、固定的少数者は、多数決によれば常に敗北する運命にあり、したがって多数決によって剝奪されない自由と自治が与えられる必要がある。

「沖縄にいない基地は全国のどこにもいない」とかたくなに主張することは、民主主義の原則を尊重していないと言える。なぜなら、国政選挙において日米安保条約の破棄などを争点として掲げ、多数の信任を得ることもできていないのに、かたくなに基地を拒絶することは、多数決の原理を尊重していないだけでなく、固定的少数者の権利も害しているからである。

#### 5 辺野古新基地建設はS A C O（沖縄に関する特別行動委員会）の基本理念違反

普天間基地の返還は、S A C O（沖縄に関する特別行動委員会）において日米間で決定した。S A C O設置の経緯について防衛省は、公式に次のように説明している。「政府は、沖縄県民の方々の御負担を可能な限り軽減し、国民全体で分かち合うべきであるとの考えのもと、沖縄県の将来発展のため、在日米軍施設・区域の整理、統合、縮小に向けて一層の努力を払う」。しかしながら、1996年12月のS A C O最終合意では、普天間基地の代替施設と称して、同じ沖縄県内に新基地を建設することが示された。「負担は国民全体で分かち合うべき」という理念はどこに行ったのか。辺野古新基地建設はS A C O設置時の基本理念に反していると言うほかない。政府は、S A C O設立時の基本理念に立ち返るべきである。あるいは、安全保障は国全体の問題であり、国民全体で負担すべきだという当然の原則に立ち返るべきである。

（裏面につづく）

6 求められているのは、民主主義及び地方自治を尊重した公正な解決

沖縄に基地を集中させるという不公平、不公正な安全保障政策を継続してきた政治的選択の責任は、政府のみならず、この国の主権者である国民にもある。さまざまな世論調査を見ると、約8割の国民が在日米軍基地の存在を支持し、日米安保条約を重要視している。ところが、その多くはみずからが基地を負担することには消極的である。2017年のNHK世論調査では、約6割の国民がみずからの都道府県で基地を負担することに反対している（「どちらかという反対」も含む）。国民はこのように重大な矛盾を抱えながら、この矛盾を問題視することなく、沖縄に基地を押しつける政府の政策を黙認してきたのだと言える。しかし、このように無責任な態度はもはや許されない。

言うまでもなく、米軍基地問題は、日本全体の安全保障の問題であり、国民全体で議論し、憲法に基づき公平、公正に解決しなくてはならない問題である。まず、辺野古新基地建設は直ちに中止し、普天間基地は運用停止にするべきである。そして、政府は、全国の市民に向けて、普天間基地の代替施設が国内に本当に必要か当事者意識を持った国民的議論を呼びかけ、最終的には国会議員がこれを国会で議論するべきである。

そして、そのような国民的議論及び国会での議論の結果、普天間基地の代替施設が国内に必要だという意見が多数を占めるのなら、その移設先はもはや沖縄であってはならない。沖縄以外の全国の全ての自治体をひとしく候補地とし、憲法に記された民主主義及び地方自治尊重の規定に基づき、一地域への押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により決定するべきである。

以上のような観点から、下記の事項について地方自治法第99条の規定による意見書を、国及び政府関係機関に提出されるよう陳情いたします。

(次頁につづく)

記

- 1 憲法に基づき、民主主義と地方自治を尊重した普天間基地移設問題の解決を行うこと。
- 1 辺野古新基地建設工事を直ちに中止し、普天間基地を運用停止にすること。
- 1 政府は、全国の市民に対して、米軍基地が必要か否か、普天間基地の代替施設が日本国内に必要か否か、当事者意識を持った国民的議論を呼びかけ、最終的には国会議員がこれを国会で議論すること。
- 1 国民的議論及び国会での議論において、普天間基地の代替施設が国内に必要だという結論になるのなら、沖縄の歴史及び米軍基地の偏在に鑑み、沖縄以外の全国の全ての自治体をひとしく候補地とし、民主主義及び地方自治尊重の原則に基づき、一地域への一方的な押しつけとならないよう、公正で民主的な手続により解決すること。